

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 5 年 9 月定例会)

1 開催日時 令和 5 年 9 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 58 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (11人) 欠席委員 (0人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (12人)

幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	石川 昭悦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	関場 健治
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	小野田 浩宗		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	上野 和人		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	1 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	4 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	2 件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
主事	西谷地 勝成
復興庁派遣	興梠 盛一

議長

それでは、只今より 9 月定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は 10 名でございます。また、推進委員数は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 3 番山本委員及び 11 番神長倉委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(○○委員退席)

再開いたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

関場推進委員

津島地区担当の関場です。譲渡人の○○さんと、譲受人の○○さんとは、9 月 15 日に電話で確認をしました。お二人は親子の関係で、福島市で同居しております。譲渡人の○○さんは、高齢で体力的にも限界で、息子さんの○○さんに譲りたいとのことです。譲受人の○○さんについては、田んぼの方は津島の管理組合に管理をお願いしていて、畑の方は今もなお帰還困難区域になっておりまして、手つかずのままでございます。除染されて解除になった時には、新しくトラクターや農機具を購入して、環境にあった作物を作りたいそうです。田畑を隣接する地域の方とは昔からの付き合いで、トラブルにはならないと思います。以上です。よろしくご審議の程お願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

異議無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
 (議案書にて説明)
 説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀地区担当の遠藤です。〇〇さん親子には、9 月 17 日の夕方連絡を取りました。電話でやりました。〇〇さんの方の譲り渡し人ですが、歳になりましたもんですから、息子に贈与したいということになったということでございました。〇〇さんも同じ、17 日の夕方電話が繋がったんですが、〇〇さんは東京の方で生活をしているそうです。まず、第一にどうして今回の申請に至ったのかは、父親から言われまして、そのとおり受ける事にいたしましたということでございます。次に、現在の農地の管理についてはどうですかということなんですが、今は帰還困難区域になっておりまして、全く手を出せないような状態でございます。三番目に農機具の状況を確認したんですが、必要な農機具はすべて納屋にありますということでございます。四番目に、いつ頃から営農を始める計画ですかと聞きましたらば、解除の状況を見定めながら準備していきたいということでした。最後に、地域の方とのトラブルなどにはならないかと聞きましたら、小さい時から一緒に父と共に、地域の方とは付き合いをしていたので、順調にやって行かれるということでございます。再開できれば、以前のように米作りを目指したいという息子さんのお話でした。以上でございます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 はい。12 番。

若月委員 登記簿では畑になっているけれども現況は田んぼと議案書に記載されているが、こういう土地を探せば結構あると思うんですが、これらの取り扱いと、税制上とか。登記簿上は畑で現況は田んぼ。この表示についても解釈、解説あったら教えて欲しいです。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。1 の 12 ページの〇〇〇番〇番の所かと思います。こちら、登記簿上畑になっておりますが、従来から田んぼとして活用されていたということで、

課税の地目や農地台帳の地目、現況の地目は田んぼとなっています。こちらにつきましては、課税上は特段影響はなく、新規開田となりますといろいろ問題がありますので、そこは駄目ですよと指導になるんですけども、従来からこういう扱いになっていたということですので、改良区とも問題ないということで、農地法的には現況主義ですので、こちらは田んぼの地目で管理させて頂いております。

議長

はい、12 番。質問なしですね。その他にご質問ありますか。よろしいですか。

それでは質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。ここで、〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

ここで 8 番菅野委員が入場されます。

再開いたします。

つづきまして議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。案書ページ 2-9 をご覧ください。申請地は黄色で示された田となっております。農地種別としては都市計画用途地域内であり第 3 種農地に該当しますので、立地基準は問題ないものと考えます。次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。2-12 ページをご覧ください。顛末書が添付されておりまして、記載のとおり申請地が農地であることを知らないまま、隣接する幼稚園、震災後は社会福祉協議会の駐車場として、農地転用の許可を受けずに使用していたということで、今回申請にいたったことが記載されております。本案件は、当委員会が許可権者となります。説明は以上となります。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員

幾世橋地区担当の安部です。設定人の〇〇さんには、9 月 14 日電話にて聞き取りをいたしました。今回、転用と許可を受けようとする土地については、〇〇さんが相続して、震災前は〇〇〇幼稚園の駐車場として使用していたことから、農地になっていることは全く知らないでいて、今回の売買にあたり賃貸業者の〇〇〇さんが確認したところ分かったということで、今回申請をするということです。売却後は駐車場として整備されることを確認しております。被設定人の株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇さんとは、9 月 14 日電話

にて聞き取りをいたしました。今回取得する土地については、〇〇〇浪江店の駐車場と同じ高さに駐車場として整備をして、今後、〇〇〇の駐車場として使用するということです。同じ13日に現地調査があった時に、〇〇〇の〇〇さんより、駐車場については雨水は側溝へ、写真にもありますように樹木については、全部伐採して片付けるとということです。駐車場として整備するので汚水等は出ないということです。〇〇〇浪江店は、令和元年7月にオープンして以来、ご存じのように、来客数も多く駐車場も狭くて来客者も困っているということで、今回このような話にもなっております。審議の方よろしく願います。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員 はい。7番柴野です。9月13日午前8時40分。佐々木会長、神長倉委員、地区担当の安部推進委員、小澤委員、事務局と現地を確認しました。〇〇〇の〇〇部長様の説明で、駐車場にするために隣地を申請に至ったところです。事務局、安部推進委員の説明したとおりです。問題ないと考えます。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。本案件は、先月現地確認調査時に申請地と隣接地間の土地境界線が正しく示されていなかったため、継続審議となった太陽光発電設備設置の転用申請です。議案書ページ3-10をご覧ください。申請地は、中央の赤色で示された畑になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができるとされています。3-16ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付されておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。次に一般基準ですが、資力を証す

る書類については、申請者より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類や売電事業者との契約関係がわかる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ 3-18 から 3-20 のとおりとなります。その他、添付の事業計画書や土地利用計画図からは特段問題ないものと考えます。当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、3-21 ページから地上権設定に関する契約書、3-25 ページから設備の維持管理に関する契約書、3-33 ページから確約書、3-34 ページに調整状況報告書となっております。先月現地調査時に指摘のありました申請地と隣接地との境界線について、事業者より隣接地の土地所有者と境界線について協議したことを証明する確認書の提出がありました。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田地区担当の田中です。9 月 14 日に有限会社〇〇〇の代表取締役〇〇さんと電話にて確認を取りました。地上権設定の申請に対して間違いなく提出を出しているということで、権利の契約期間が 30 年となっておりますが、30 年を過ぎた時点でどうなるのかということについて、30 年を経過した時点で〇〇〇〇に権利を譲渡すると、〇〇〇さんは 30 年だと。その後は〇〇〇さんで権利を譲渡されて、〇〇〇さんで、この施設の管理運営をやっていくということになっております。〇〇さんにも確認を取りまして、〇〇さんにも、今回、境界がはっきりして自分としては大変スッキリとしたということでした。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員 7 番柴野です。9 月 13 日午前 9 時 40 分。佐々木会長、神長倉委員、小澤委員、地区担当の田中推進委員、事務局と現地を確認しました。代理人の〇〇様の説明でしたが、境界の草刈り不備のため確認できませんでしたので再度提出するということでしたが、後は問題ないと考えますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 事務局、地元推進委員・現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい。9 番。

中野委員 はい。9番。中野です。3-6 ページ。必要に応じて草刈りをすると表現されておりますけれども、今まで出た中では年に2回刈るとか3回刈るとかというふうに表現されていると思うんですが、ここで初めて必要に応じてと出てますけれども、こちらから言えば何回でも刈ってくれる訳ですか。そこらへんを確認しておかないと。各地随分草が延びている地域が多いものですから私余計にそういうふうに感じます。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。具体的な回数に関しましては確認をしておりませんので、事業者の方に改めて確認を取りたいと思います。

議長 はい。よろしいでしょうかね9番。

中野委員 必要に応じてと言え、今年の雨年と言いますか、天候が良くて雨量がある年については、我々農家も実際草刈り通常より3回4回余計に草刈りをしないとならない状態です。そういう中で、やはり指摘をしていかないといけないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい。事務局。

事務局 そうですね。指導していきたいと思います。

議長 はい。小野田推進委員。

小野田推進委員 はい。大堀推進委員の小野田です。気になっていたんですけども。3番になった時に言った方がよいのか、それともこの時に言った方がよいのか迷ったんですが、3番の〇〇さんのこれありますよね。総合グラウンドの所に太陽光が二つあるんですが、全然草刈りがされてなくて凄く気になってんですよ。またこれ、今回オーケーですよと言っちゃったら、同じことが起こると思うところがあって、〇〇さんの所で言おうかと思ったんですが、迷って今言いましたけれども、凄く半端じゃないですよ。酷いですよ。

議長 はい。これまでの太陽光施設が設置されたところで、周辺の農地に関わる環境とか、農道とか、農地に支障がある場所が見受けられるということで、事務局それについてお願いします。

議長 はい。桑原委員。

桑原推進委員 はい。大堀地区担当の桑原です。太陽光発電なんですけれども、最近立っている野立ては裏面にも太陽光パネルが付いています。ですから、地面に反射用の防草のシートが敷かれています。これまで、2～3 年前までやられていたのが上にしか太陽光パネル無かったです。今回申請してくるのは下面にも付いているので反射型の防草シートを敷いている。草を伸ばしちゃうと発電効率下がりますから、逆に彼らも草は伸ばさないふうになります。というのも考慮して事務局さん確認お願いします。以上です。

議長 事務局いいですか。

事務局 はい。桑原委員からお話ありましたとおり、最近の〇〇〇のパネルに関しては裏面からも発電するということで、防草シートが張られているように見受けられます。そういったものになる前の案件ですとか、別の事業者さんのところは、除草が徹底されていないところも見受けられますので、こちらについては、これから確認を取りまして事業者の方に伝えていきたいと思います。

議長 はい。

小野田推進委員 今、桑原委員が言ったのは、これからやっていくものは反射板があるからいいけど、今までの所をきちっとやっていなくて、それを許可を出してオッケー出すのは分からないな。そういうことがきちっと管理されていて初めて申請が入ってきて許可しますってなるんじゃないですか。私、間違ってますかね。今まできちっとやってないところがあるにも関わらず、こういうふうな申請が来て、我々みたいな人がいいですよって言っちゃっていいんですかね。

議長 はい。休議します。

(暫時休議)

それでは再開いたします。

太陽光発電に係る内容で、3-6 ページに係る、必要に応じて草刈りをするとの文言については、次回から自主的に地域営農に関わる支障のないような草刈りの在り方について、文章表現を事務局から指導をしていくということで宜しくをお願いします。それではもう一度諮りたいと思います。質疑にあたり何かありませんでしょうか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行いま

す。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第 3 号農地法第 5 条の第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。本案件も太陽光発電設備設置の申請となっております。

議案書ページ 3-46 をご覧ください。申請地は、中央の赤色で示された畑になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2 種農地に該当すると考えます。3-51 ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付されておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類や売電事業者との契約関係がわかる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ 3-53 のとおりとなります。その他、添付の事業計画書や土地利用計画図からは特段問題ないものと考えます。当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、3-54 ページから地上権設定に関する契約書、3-58 ページから設備の維持管理に関する契約書、3-61 ページから確約書、3-62 ページに調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

酒田地区担当の田中です。9 月 14 日〇〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんと電話にて内容の確認を行いました。地上権設定の契約に関しては〇〇さんと確認を取れています。こちらの方も権利に関しては 30 年の契約で、30 年を過ぎたら、やはり〇〇〇に権利の譲渡を行うそうです。〇〇さんの方も 9 月 15 日電話にて確認を取りまして、〇〇さんと今回契約の仮契約を行ったということです。〇〇さんの所も今回の申請地と、前にも申請してもう立っているところがありまして、その間が空いていまして、そこはどうするんですかと聞いてみたら、そこも任せてあるので太陽光は立つでしょう、と。〇〇さんのところ全部太陽光になってしまうということです。以上です。よろしくお願いいたします。

します。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員

7 番柴野です。9 月 13 日午前 10 時 20 分。佐々木会長、神長倉委員、小澤委員、地区担当の田中推進委員、事務局と現地を確認しました。田中推進委員のご説明のとおりで、問題ないかと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(無しの声)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 3 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第 3 号農地法第 5 条の第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。本案件も太陽光発電設備設置の申請となっております。議案書ページ 3-73 をご覧ください。申請地は、中央の赤色で示された畑になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2 種農地に該当すると考えます。3-78 ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付されておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類や売電事業者との契約関係がわかる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ 3-80 のとおりとなります。その他、添付の事業計画書や土地利用計画図からは特段問題ないものと考えます。当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、3-81 ページから地上権設定に関する契約書、3-85 ページから設備の維持管理に関する契約書、3-88 ページから確約書、3-89 ページに調整状況報告書となっております。3-92 ページをご覧ください。顛末書が添付されておりまして、記載のとおり申請地のうち〇〇〇番〇を通用道路として、農地転用の許可を受けずに使用していたとい

うことで、今回の太陽光発電施設の管理用道路として引き続き使用したいことを求めるものです。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。設定人の〇〇さんには、9月14日電話で確認をしました。〇〇さんは、営農再開の計画は無いということで、農地について、活用方法をいろいろ考えていたんですけども、〇〇〇の方から今回話しがありまして決めたということです。被設定人の株式会社〇〇〇の代表取締役、〇〇さんとは、9月14日電話にて確認を取りました。太陽光発電に係る候補地を探す中で、今回のこの土地について、選択要件を満たすということで契約することにしたということです。今回の土地の周辺には、既にソーラーパネルが設置されていまして、今回のソーラーパネルについても反射光を使用するということで、防草シートを敷いて管理するということです。管理については、〇〇〇さんの方に任せるということを知りましたので特に問題はないとおもいます。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員 はい。7番柴野です。9月18日午前9時。佐々木会長、神長倉委員、地区担当安部推進委員、小澤委員、事務局と現地を確認いたしました。代理人の〇〇様説明のもと、太陽光発電の設置、周辺の営農に支障のないように、汚さないように設置ということと、除草作業は〇〇〇が現地確認により、必要に応じてということ。先ほども皆さんでお話ししましたとおり、必要に応じてではなくて、常に監視しながらも、こちらからも監視しながらやっていきたいと思っております。草刈りをするので、皆様の審議をお願いします。以上でございます。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。2番。

鈴木委員 はい。2番鈴木です。調整状況報告書について、棚塩の行政区長の説明に対する意見・要望これについては、実はこの日もう一件あわせて説明に来たんですよ。この回答はもう一件のほうに言っているんですよ。これについては特になしでお願いしたつもりなんですけど。こういうふうに書いて来るから、人の

話聞いてんのかなと思ったんですよ。だから訂正願いたいんですよ。特になしで。両方とも特になしで。何故かという、第二種農地で既に隣にあるからしょうがないのかなと思ったんで、特になしでしてくださいと言ったつもりなんですけれど。何故か別な案件の第一種農地の所の方にした意見が書かれている。次回だかいつになるか分かりませんが、同じように申請が来る案件があるんで、それについて言ったつもりだったんだけど、何を勘違いしたんだかこういうふうを書いてきたんで、そこを訂正願います。ということであります。以上です。

議長 はい事務局。

事務局 はい。事業者伝えて書類の差し替えをさせます。

議長 そのほかに意見ありますか。よろしいですか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 3 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 3 号 4 番及び議案第 4 号 1 番並びに議案第 4 号 2 番について、関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしの声がありましたので、それでは、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件。地上権設定 4 番及び議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番並びに議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画申請に対し審議の件 2 番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。本案件は、議案第 4 号 1 番及び 2 番の事業計画変更により議案第 3 号 4 番の太陽光発電設備を設置する転用申請となっております。議案書ページ 4-2 をご覧ください。平成 11 年 8 月に建売住宅建築のため許可されておりました転用事業計画を、太陽光発電設備設置のための申請として、事業計画変更する申請となっております。計画変更による資金計画については、同ページに記載されています。続いて議案書ページ 4-7 をご覧ください。本案件についても議案第 3 号 4 番の転用申請のための事業計画変更申請となっております。平成 11 年 8 月に個人住宅建築のため許可されておりました転用事業計画を太陽光発電設備設置のための申請として、事業計画変更する申請となっております。計画変更による資金計画については、同ページに記載

されています。以上が議案第 3 号 4 番の転用申請のための事業計画変更申請になります。続いて議案書ページ 3-100 をご覧ください。申請地は、中央の赤色で示された畑になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2 種農地に該当すると思います。3-105 ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付されておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類や売電事業者との契約関係がわかる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ 3-107 から 3-114 のとおりとなります。その他、添付の事業計画書や土地利用計画図からは特段問題ないものと考えます。当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、3-117 ページから地上権設定に関する契約書、3-121 ページから確約書、3-122 ページに調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上野推進委員

立野地区担当の上野です。事業者の〇〇〇さんのほうには、9 月 18 日、ようやくと連絡が取れたんですけれども、現地に来た方とは違って、〇〇さんという女の事務員さんでした。担当、現地に來ていた担当と違っていいのかと話してみたんですけれども、それは通じているんで大丈夫ですということでした。〇〇さんは昨日 19 日やっと連絡がつきまして、協議の結果それで納得はしてますということでした。〇〇さんには、本人も体調悪いみたいで、奥さんの方も病院通いで送り迎えをするのでちょっと連絡がなかなかとれませんでしたということです。でも、業者さんとの話の中で納得はしましたということでした。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員

7 番柴野です。9 月 13 日午前 10 時 40 分。佐々木会長、神長倉委員、小澤委員、地区担当の上野推進委員、事務局ともに現地を確認しました。〇〇〇様立ち合いのもと現地確認しました。そして、許可を受ける土地がまず、現地を見たところ草刈りが雑で、とにかく見られない状態でしたものですから、佐々木会長より指摘しまして、太陽光発電のここ 2 年間の現場を確認しますという

話をしました。これは私としては、〇〇〇さんは問題かなと。指摘しちゃってまずいんだけどもなんか雑で、きれいなよその現地見たところとは比較にならないような状態だったもんですから、審議よろしくをお願いします。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい9番。

中野委員 122 ページから 125 ページまで、現在の申請地の隣の方なんですけど。一番そばの方が抜けている。どういうことなのかな。地図でいうと赤いラインの 100 ページを見てください。そこの左側の家が実際現在住んでおります。その方の意見書が付いていないですよ。太陽光反対だとは聞いておりますけれども。そんな会社ですので、私はちょっと許せない行為だなと。それから私も回答しておりますけれども、123 ページから次のページ 124～125 下までありますけれども、改めて俺に連絡よこすということで連絡は未だ頂いておりません。こんなずさんなところ。こんなの俺は困りますね。

議長 はい。事務局。これまでの指導内容について事務局からお願いします。

事務局 はい。調整状況報告書に漏れている方がいらっしゃることについてはですね、作成したガイドラインが 100 メートル以内の農地の所有者に対して説明をなささいという内容ですので、宅地の方には求めていません。よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。現地調査で7番、柴野委員からありました草刈りの問題。非常に草刈りに関して疑問に思いました。それで、今後、会社の中でも草刈りの仕方、作業の仕方を社内で点検しながら、安全な草刈りの仕方を社内で勉強なさって、きれいな草刈の仕方をしていただくように事務局からも依頼を今後して行くのも大事だなと。草刈りの現状を見ると、地域の方からもだいぶ不備があるのではないかという意見があったということで、事務局から通知をして、指導をするということが必要なのかなということがあります。それと、この申請書の中に、必要に応じて草刈りをするということがあったり、現場の説明の中で、草刈りについては年に2回とかいろいろな言葉があったり、そういったところについては、地域の農業者の農道通行に支障のないように、自らが自主的に草刈りをして、事務局を通じて指導をしていくということが、この会社については、重ね重ね指導をするということが必要なのかなということ。を私も感じました。なお事務局からも一言お願いします。

事務局 はい。〇〇〇さんに関しましては、防草シートは敷かないということで現場で確認をしております。現場で指摘があったことに対して昨日までに除草しましたということで、写真で報告を頂いておりますが、まだ写真で見た限りではもうちょっとかなと思うところで、会長にもご確認いただきましたので引き続き指導をしていきたいと考えております。また、中野委員から指摘がありました 3-124・3-125 ページの記載なんですけれども、農政係から〇〇〇の方には返していたと聞いております。当該地については特任の保全を実施してありましたので補助金の返還が発生するものと聞いております。そちらについては〇〇〇さんと所有者さんでやり取りがされるということで耳にはしていましたが説明には伺ってはいないということで、〇〇〇のほうに伝えたいと思います。よろしくお願いします。

議長 その他にご質問ありませんか。はい。田中委員。

田中推進委員 酒田地区担当田中です。今、草刈りでお話出てくるかなと思ったんですけれども、3-96 ページ。保守点検と同時に除草を年 1 回、初夏に行い、効果がおよそ 6 か月間持続する除草剤を散布すると書いてあります。これ、あくまでも書いているときですから、その土地に除草剤を撒いていいものなのか。ちょっとこの辺は考えてもらいたい。

議長 事務局、そのへんの説明を。

事務局 はい。除草剤に関しても、現場でも話題になりまして、隣接地に支障のないように対応するようにということで、現場では皆様から指導を頂いたところ です。

議長 はい。もうちょっと具体的にいいますと、草刈りが非常に雑で。現場では、苦情があったら対応する、という説明で。そうではなく、自主的に地域に影響のないような対応の仕方を今後進めていく必要があるというところですね。そんな状況でございます。なので、皆さん現場に行った方も、これは除草剤についても、その場限りの言葉の対応では困るよと、自らが、会社自らが地域に添える活動を続けていただくということで、この会社をもうすこし今後注視していく必要があるなと思っておりますので。この申請の事業者に対しては今後も浪江町内の事業があった場所については注視していこうかなと私自身も思っております。その他にご質問ありませんか。はい。11 番。

神長倉委員 11 番神長倉です。現地調査をしたんですが、会社の考え方としてソーラーパネルを設置する部分しか草を刈っていなかった。普通は全部きれいに刈っ

てね、それでここは申請地だよと。会社の態度がどうもその、なんというか、ただ設置できればいいというような一過性みたいなのが見受けられましたので、敷地全体をきれいに草刈りしておくというのが通常だから、そういうふうに感じました。ですから会社の姿勢としましてどうも信用できないというふうに私は感じました。以上です。

議長

はい。その他にご質問ありませんか。今回の現場の時、並びに会社の考え方についても、委員会から数々の指摘情報が出ているということを事務局から指導するということも含めでよろしいですか。事務局としては。そんな感じで事務局から指導して頂きます。

その他にご質問ありませんか。

(質疑無し)

それでは質疑なしということでよろしいでしょうか。

(質疑無し)

議長

それでは質疑無しと認めます。

休議します。

(休議)

再開してよろしいでしょうか。

この案件については、皆さんの現地確認の説明、並びに、上野推進委員からも地元説明がありました。しかしながら、この申請者については、現場での事業計画について事業者として説明が不足であったということで、再度現地説明を求めたく、継続審議にするということでよろしいですか。はい。それでは今回提案された、3-1、4-1、4-2 番については、全て継続審議といたします。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので、本日の定例会を終了します。

令和5年9月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時58分

議長

3 番

11 番